

令和6年第1回 琴浦町教育委員会定例会 日程

と き：令和6年1月23日（火）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名
（新田委員、鍛川委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

5 議 事

議案第1号 琴浦町就学援助支給に関する要綱の一部改正について

議案第2号 令和5年度補正予算要求（2月補正）について

議案第3号 琴浦町ねんりんピック開催事業補助金交付要綱の制定について

6 報告事項

7 その他

- ・計画訪問について
- ・学校公開について
- ・卒業式・入学式の日程及び告辞割り当てについて
- ・生徒指導報告について

8 閉 会

次回定例会：令和6年2月 日（ ） 13時30分～

校区外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき承認しました。

【校区外就学】

番号	学年	校区外就学校	指定校	校区外就学期間	認定要件	備考
1	小1	赤碕小学校	船上小学校	令和5年12月23日～ 令和11年3月31日	(10)	新規

〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)

(認定要件) 第2条

(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合

1. キッズオープンデーの開催（上郷地区公民館・まなタン）について

子どもの遊び場不足の解消のため、中学生以下を対象に、以下の2施設を無料で開放します。日程と会場は以下のとおり。

・上郷地区公民館（体育館）

1/13（土）実施…来場者3名

（保護者1名、小学生1名、未就園児1名）

[今後の予定] 2/10（土）、3/9（土） 13:00～16:00

・まなびタウン（多目的ホール）

2/11（日・祝）、3/10（日） 10:00～12:00、13:00～16:00

2. まなびタウン教養講座「はじめてのお金の教室」について

日程 2/23（金・祝）

場所 まなびタウンとうはく

申し込み 2/1～2/19

3. 第3次琴浦町子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメント実施結果について

募集期間 令和5年12月6日(水)～12月26日(火)

募集結果 0件

※12月26日(火)に開催した学校図書部会にて1件意見があったため、そちらを反映し、最終案とします。

こども向け
施設開放

さんか むりょう
参加無料
ではい じゅう
出入り自由

2月

キッズオープンデー

たいしょう
対象

ちゅうがく ねんせい
中学3年生まで

しょうがく ねんせい ひと
※小学2年生までの人は、かならず
ほごしゃ つつそ
保護者が付き添ってください

にちじ
日時
かいじょう
会場

2/10 (土) 13:00~16:00

かみごうちくこうみんかん たいいくかん
上郷地区公民館 体育館
ことうらちょう おおすぎ でんわ
(琴浦町大杉547) 電話 52-3066

2/11 (日・祝) 10:00~12:00
13:00~16:00

まなびタウンとうはく 多目的ホール
ことうらちょう とくまん でんわ
(琴浦町徳万266-5) 電話 52-1161

といあわ
お問合せ

ことうらちょう きょういくいいんかい
琴浦町教育委員会

しゃかいきょういくか
社会教育課

でんわ
(電話 52-1161)

おねがい

あそ ひつよう じぶん も
・遊ぶときに必要なものは、自分で持ってきて
ください。

ゆか きず ひと あ
※床やカベを傷つけるものや、人に当たると
あぶ つか
危ないものなどは使うことができません。
まよ き
迷うものはスタッフに聞いてください。

しじ き
・スタッフからの指示があれば、しっかり聞いて
まも
守ってください。

おみせやさん じっし

はじめての お金の教室

For family



2 / 23
(金・祝)

親子でお金について考える勉強会です。

- 【児童】・お金の大切さや役割について
・お金は仕事の対価であることについて
- 【保護者】・おこづかいについて
・一生に必要なお金やライフプランについて

対象者 年中～小学校3年生（5歳～9歳到達年齢）の児童と保護者
※琴浦町在住

場 所 まなびタウンとうはく研修室

講 師 アンジン株式会社 篤田 了子さん
(ファイナンシャルプランナー)

時 間 9:30～11:30 (受付 9:15～)

要申込 ※受付期間、2月1日(木)～2月19日(月)
※電話の場合、平日の8:30～17:00の間
※定員あり(先着順)

持ち物 色鉛筆(またはクレヨン)、はさみ

お申し込みは電話またはフォームで下記をお伝えください。

①参加人数(児童・保護者別) ②ご連絡先(保護者氏名、電話番号)



琴浦町 社会教育課 (0858)52-1161

申し込みフォーム
<https://forms.gle/NY9QHkeEEsEzjCkt6>

地域の活動を支援する

地域運営組織条例(案)の意見募集



古布庄まちづくり協議会



安田地域づくり協議会



以西地区振興協議会

古布庄、安田、以西の3地区では、小学校の閉校や保育園の閉園をきっかけに、地域課題を解決するため住民主体の協議会による様々な活動が進んでいます。町では、協議会の活動を支援するため、「地域運営組織条例」の制定を目指しています。

協議会では住民同士の話し合いにより、地域の困りごとを解決する活動を行っています。

空き家が増えてきたな～

賑わいづくりで夏祭りをしよう

耕作放棄地をなんとかしないと

集落の除雪
どうしとんなる？



住民同士の話し合い



地域活動につなげます

条例(案)に対する意見募集（パブリックコメント）実施

詳しくは琴浦町役場ホームページをご覧ください。

実施期間：1月29日（月）～2月13日（火）

琴浦町役場企画政策課

電話：52-1708

メール：kikaku@town.kotoura.tottori.jp

QRコード

地域運営組織条例 Q&A

Q：地域運営組織とはどのような団体ですか？

A：地域住民が中心となり、住民主体で地域の活性化や地域福祉の充実、地域の困りごと解決に取り組む団体です。現在、古布庄、安田、以西の3地区で地域運営組織が活動しています。

Q：地域運営組織による活動とはどのようなものですか？

A：地域運営組織では、住民同士の話し合いから生まれた地域独自の取り組みを行っています。地域運営組織が活動している地区では、夏祭りや軽トラ市、カフェ運営などの地域活性化の取り組みや共助交通、子ども食堂などの困りごと解決のための取り組みも行われています。

Q：地域運営組織条例はどのような内容ですか？

A：住民と行政の協働による地域づくりをより一層推進するために、地域運営組織の役割や活動内容等のルールを定めるものです。

Q：地区公民館はどうなりますか？

A：地区公民館での地域活動も引き続き充実していきます。地域運営組織がある地区は、公民館と一体となって活動します。

地域運営組織活動の具体例

安田地域づくり協議会では日中のバスが廃止になったことから、協議会で話し合いを行い、住民ドライバーによる共助交通を実施しています。

① 利用者が減少し、日中のバスが廃止に



バスがないと買い物に
でかけられない…

② 協議会で高齢者の買い物支援について話し合い

協議会で
何か手助け
できないか？



共助交通は？

ドライバーは
集まるか？

③ 共助交通の実施を決定
ドライバー募集等の準備開始

協議会で共助
交通をやって
みよう！



〇〇さんに
ドライバー協力を
お願いします！

④ 準備が整い共助交通が実現

助け合い交通です。
どうぞ乗ってください。



ありがとう
助かるわ



令和6年1月教育委員会定例会報告

人権・同和教育課

1 人権擁護委員の推薦について（琴浦町定数7名の内、5名）

人権擁護委員の委嘱期間（3年）の任期満了に伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の候補者について琴浦町議会に意見を求めた。

【委嘱期間：令和6年7月1日～令和9年6月30日】

（再任）

村上 隆 （70歳） 現在4期目（竹内）

西本 博志 （69歳） 現在2期目（保）

飛田 誠 （61歳） 現在1期目（赤碕）

（新任）

澤田 陽子 （68歳）（下伊勢）

前田 寿光 （63歳）（出上）

2 琴浦町議会の意見結果（令和5年12月19日琴浦町議会本会議）

5人について、適任と認められる。

3 今後のスケジュール

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長から法務大臣へ推薦を行う。

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の代表であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

議案第 1 号

琴浦町就学援助費支給に関する要綱の一部改正について

琴浦町就学援助費支給に関する要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 2 3 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和6年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町就学援助支給に関する要綱の一部を改正する訓令

第1条 琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和5年琴浦町教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 就学援助を受けることができる者は、町内に住所を有する児童生徒及び町外居住区域外就学者又は入学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 準要保護者 児童生徒と生計を同一にしている未成年者を除く全ての者又は世帯(世帯分離世帯を含む)が次のいずれかに該当し、前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定した者</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定により国民年金の掛金の減免を受けている者</p> <p>キ～サ 略</p> <p>(支給方法等)</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 就学援助を受けることができる者は、町内に住所を有する児童生徒及び町外居住区域外就学者又は入学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 準要保護者 児童生徒と生計を同一にしている未成年者を除く全ての者又は世帯(世帯分離世帯を含む)が次のいずれかに該当し、前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定した者</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定により<u>く</u>国民年金の掛金の減免を受けている者</p> <p>キ～サ 略</p> <p>(支給方法等)</p>

第11条 教育委員会は、教育委員会が作成する認定者に対する支給計画に基づき、学期ごとに就学援助を支給する。ただし、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定めるところによる。

(1) 校外活動費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費及び卒業アルバム等購入費 当該認定者が負担すべき経費として学校長から提出された経費内訳に基づき、その都度支給する。

(2) 略

(3) 略

2及び3 略

第11条 教育委員会は、教育委員会が作成する認定者に対する支給計画に基づき、学期ごとに就学援助を支給する。ただし、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定めるところによる。

(1) 校外活動費、生徒会費、PTA会費及び卒業アルバム等購入費 当該認定者が負担すべき経費として学校長から提出された経費内訳に基づき、その都度支給する。

(2) 修学旅行費 当該認定者が負担すべき額として学校長から提出された経費内訳に基づき、概算払により学校長が指定する日までに支給し、事業実施後に精算を行う。

(3) 略

(4) 略

2及び3 略

第2条 琴浦町就学援助支給に関する要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

年度 琴浦町就学援助支給申請書

琴浦町教育委員会 様

就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

前年度 就学援助	認定・不認定・未申請		申請日	年 月 日		
住所	〒 - ※アパート・マンション名・部屋番号等も記入			行政区		
住宅の形態	持家		借家	借間		
電話番号	※平日の日中連絡が取れる連絡先を記入					
	携帯	()	—			
	自宅	()	—			
申請者(保護者)氏名		生年月日	続柄	年度中の職業等		
ふりがな		年 月 日				
児童生徒氏名		生年月日	小中学校名・学年(年度)			
ふりがな	男・女	年 月 日	琴浦町立	学校	新	年生
ふりがな	男・女	年 月 日	琴浦町立	学校	新	年生
ふりがな	男・女	年 月 日	琴浦町立	学校	新	年生
ふりがな	男・女	年 月 日	琴浦町立	学校	新	年生
家庭状況調査(上記児童生徒・申請者以外の世帯員を記入)						
※同じ住所に住んでいる方全員(別世帯含む)、また生計同一で単身赴任等により別居の世帯員も記入してください。						
氏名	続柄	生年月日	同居	年度中の職業等		
ふりがな		年 月 日	有・無			
ふりがな		年 月 日	有・無			
ふりがな		年 月 日	有・無			
ふりがな		年 月 日	有・無			
ふりがな		年 月 日	有・無			
ふりがな		年 月 日	有・無			
琴浦町就学援助に係る額を指定する口座に振り込みいただきたく依頼します。				<input type="checkbox"/>		

※太枠の中を記入してください

※申請書に記入いただいた内容が事実と異なるときは、認定審査によらず援助の対象となりません

年度 琴浦町就学援助新入学児童生徒学用品費等入学前支給申請書

琴浦町教育委員会 様

就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

申請日		年 月 日	
住所	〒 - ※アパート・マンション名・部屋番号等も記入		行政区
住宅の形態	持家	借家	借間
電話番号	※平日の日中連絡が取れる連絡先を記入		
	携帯 ()	-	
	自宅 ()	-	
申請者(保護者)氏名	生年月日	続柄	年度中の職業等
ふりがな	年 月 日		
児童生徒氏名	生年月日	小中学校名・学年 (年度)	
ふりがな	年 月 日	琴浦町立	学校 新 年生
男・女			
ふりがな	年 月 日	琴浦町立	学校 新 年生
男・女			
ふりがな	年 月 日	琴浦町立	学校 新 年生
男・女			
ふりがな	年 月 日	琴浦町立	学校 新 年生
男・女			
家庭状況調査(上記児童生徒・申請者以外の世帯員を記入)			
※同じ住所に住んでいる方全員(別世帯含む)、また生計同一で単身赴任等により別居の世帯員も記入してください。			
氏名	続柄	生年月日	同居 年度中の職業等
ふりがな		年 月 日	有・無
ふりがな		年 月 日	有・無
ふりがな		年 月 日	有・無
ふりがな		年 月 日	有・無
ふりがな		年 月 日	有・無
ふりがな		年 月 日	有・無
琴浦町就学援助に係る額を指定する口座に振り込みいただきたく依頼します。			<input type="checkbox"/>

※太枠の中を記入してください

※申請書に記入いただいた内容が事実と異なるときは、認定審査によらず援助の対象となりません

就学援助を希望する理由（該当する番号に○印）	添付書類
1. 生活保護を受けている	※添付書類不要
2. 当該年度において生活保護が停止又は廃止された	※添付書類不要
3. ひとり親等で市町村民税非課税を受けている	※添付書類不要
4. 市町村民税の減免を受けている	※添付書類不要
5. 個人の事業税の減免を受けている	※添付書類不要
6. 固定資産税の減免を受けている	※添付書類不要
7. 国民年金の掛金の減免を受けている	減免決定通知書
8. 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予を受けている	※添付書類不要
9. 児童扶養手当の支給を受けている	※添付書類不要
10. 生活福祉資金貸付等による貸付を受けている	貸付決定通知書
11. 経済的な事情により生活が困窮している	※添付書類不要
12. 当該年度において、家庭事情の変動等により所得が著しく減った	
(下欄に、具体的な事情について詳しく記入) 	

※太枠の中を記入してください

★同意書（申請者氏名等をご記入ください）

同 意 書	
私（申請者）は、琴浦町教育委員会が支給資格確認の際、私及び私と生計を同一にする者の課税情報、児童扶養手当等の支給に関する情報等を琴浦町教育委員会が調査することに同意します。	
年	月
日	
申請者（保護者）氏名	
<small>申請者と別世帯の同居人がいる場合は別世帯員の方の記入が必要です。</small>	

附 則

この訓令は令和6年1月23日から施行する。

議案第 2 号

令和 5 年度補正予算要求（2 月補正）について

令和 5 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 月 2 3 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 5 年度 事業説明書



一般会計

1 基本情報

事業番号	257ほか	事業名	一般経常経費（各学校配分）			事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続		
担当課	教育総務課		担当係						
予算区分	款	9	教育費	項	2.3	小学校費・中学校費	目	1	学校管理費
まちづくりビジョン	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				②子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり				
重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開								

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	
12号補正 2月臨時	51,104	8,130					51,104	
補正後		59,234					59,234	

3 事業の概要

補正の概要	12月末時点での実績見込みが当初見込んでいた電気代を上回るため。									
補正の内容	（単位：千円）									
	細事業等								補正額	財源内訳
		八橋	浦安	聖郷	赤碕	船上	東伯中	赤碕中	合計	単町
	当初額	3,500	4,200	3,625	4,329	3,129	6,590	4,615	29,988	
	見込み額	4,865	4,847	4,772	5,244	4,112	8,104	6,174	38,118	
不足額	1,365	647	1,147	915	983	1,514	1,559	8,130		
これまでの取組状況や改善点等										

議案第 3 号

琴浦町ねんりんピック開催事業補助金交付要綱の制定について

琴浦町ねんりんピック開催事業補助金交付要綱を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 2 3 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和5年琴浦町内訓第 号

琴浦町ねんりんピック開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町ねんりんピック開催事業補助金(以下「本補助金という。」)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ねんりんピックはばたけ鳥取2024の円滑な開催及び運営を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は前条の目的の達成に資するため、ねんりんピックはばたけ鳥取2024琴浦町実行委員会に対し、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表第2欄に掲げる補助対象経費の額に同表第3欄に定める率を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条に定める申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)事業計画書

(2)収支予算書

(3)その他町長が必要と認める書類

(着手届及び完了届を要しない場合)

第5条 着手届は、規則第10条第3号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第11条第1項にかかる変更の承認は、本補助金の増額による変更以外はしない。

(委任)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この内訓は、令和5年4月1日から施行する。

(この内訓の失効)

2 この内訓は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率
(1) ねんりんピックはばたけ鳥取2024に係る開催準備事業 (2) ねんりんピックはばたけ鳥取2024に係る大会運営事業	補助対象事業に要する経費であって町長が認めるもの。ただし、本補助金以外の財源が充当される場合は、当該充当金額を補助対象経費から控除するものとする。	補助対象経費から本補助金以外の財源の充当額を控除した残額の10/10

琴浦町立学校 卒業式、入学式日程及び告辞割り当て

※ 入学・卒業生数は1月23日現在

令和5年度 卒業式				
学校名	日時	出席のみ(挨拶なし)	告辞者	卒業児童生徒数
東伯中学校	3月 8日 (金) 10時00分～	副町長 田邊 正博	教育長 河原 裕司 (かわはら ひろし)	74
赤碕中学校	3月 8日 (金) 9時30分～	町長 福本まり子	教育長職務代理 森田 澄恵 (もりた すみえ)	65
浦安小学校	3月19日 (火) 10時00分～	副町長 田邊 正博	教育委員 黒松 悟司 (くろまつ さとし)	31
聖郷小学校	3月19日 (火) 10時00分～		教育委員 新田 朗尚 (にった あきひさ)	24
八橋小学校	3月19日 (火) 10時00分～		教育委員 鍛川 智恵 (かがわ ちえ)	31
赤碕小学校	3月19日 (火) 10時00分～	町長 福本まり子	教育長職務代理 森田 澄恵 (もりた すみえ)	30
船上小学校	3月19日 (火) 10時00分～		教育長 河原 裕司 (かわはら ひろし)	25

令和6年度 入学式				
学校名	日時	出席のみ(挨拶なし)	告辞者	入学児童生徒数
東伯中学校	4月10日 (水) 14時00分～	町長 福本まり子	教育長職務代理 森田 澄恵 (もりた すみえ)	86
赤碕中学校	4月10日 (水) 14時00分～	副町長 田邊 正博	教育長 河原 裕司 (かわはら ひろし)	54
浦安小学校	4月10日 (水) 10時00分～		教育委員 鍛川 智恵 (かがわ ちえ)	27
聖郷小学校	4月10日 (水) 10時00分～	副町長 田邊 正博	教育委員 黒松 悟司 (くろまつ さとし)	15
八橋小学校	4月10日 (水) 10時00分～		教育委員 新田 朗尚 (にった あきひさ)	27
赤碕小学校	4月10日 (水) 10時00分～		教育長 河原 裕司 (かわはら ひろし)	30
船上小学校	4月10日 (水) 10時00分～	町長 福本まり子	教育長職務代理 森田 澄恵 (もりた すみえ)	15